病院情報基幹システム更新に係るプロポーザル関連資料作成要領

１　本件プロポーザルにおいて様式を定めた資料一覧

様式　１号　　参加申込書
様式　２号　　欠格事項確認書
様式　３号　　会社概要
様式　４号　　同種システムの実績調書
様式　５号　　申請書類チェックリスト
様式　６号　　質疑書
様式　７号　　辞退届
様式　８号　　要求仕様書兼回答書
様式　９号　　提案書
様式　10号　　システム更新機器価格提示書
様式　11号　　保守委託料価格提示書

これらの様式について、様式自体に注釈があるもののほか、作成の要領は次のとおりとする。

２　共通する留意事項

①　日本語で作成し、一般的でない用語の多用や抽象的な表現の使用はできるだけ避け、簡潔かつ具体的な記述とする。

②　記載内容に事実と異なる部分があると判明した場合は、提案者の対象としない場合がある。

③　当院の意図と異なる自社都合の解釈による調書を提出した場合は、提案者の対象としない場合があるので、疑問点については必ず当院に確認すること。

④　記載される内容について、複数の解釈の可能性がある場合については、当院が判断した解釈を前提として、最優秀提案者決定後に協議して、契約の締結及びその後のシステム構築作業を行うものとする。ただし、その解釈の協議が大きく異なる場合は、契約しない場合がある。

　その記載された文書や図表の表現が誤解や齟齬を生まないように、十分に注意を払うとともに、評価するに当たっての混乱を避けるため、同義の内容を意味する語句はすべて統一するなどの表現上の工夫を行うこと。

⑤　実施要領において「副本」としている場合、社名及び代表者の記載及び押印は不要とする。

⑥　提出する書類は１部ごとにＡ４サイズの２穴バインダーに綴って提出すること。また、１に示した様式ごとにインデックスを付けること。

⑦　電子媒体（ＣＤ－ROM 等）については、ＭＳ－Ｗｏｒｄ、Ｅｘｅｃｅｌ形式の電子データを基本として、図面等はＰＤＦ形式により作成すること。また、「副本」と同等の扱いとするので、社名及び代表者名の押印は不要とする。

⑧　最優秀提案者は、提出書類の記載内容について履行義務を負うこととする。

⑨　提出された書類は、返却しない。

⑩　審査作業に必要な範囲内において複製を作成することがある。

３　要求仕様書兼回答書（様式　８号）について

①　小項目毎に、網掛けをしていない回答欄すべてにＡ～Ｄのいずれかの記号を記載すること。調書の回答欄以外に文言を記載した場合や、空欄としている場合は、仕様要件を充足していないものとして、提案者の対象とならない場合があるので注意すること。なお、ソフトウェアの性能に関する項目以外については、Ｂの記号が入ることはないので注意すること。

記号	該当内容
A	仕様を充足（ソフトウェアの性能についての項目については、パッケージソフトウェア標準機能として仕様を充足する場合のみとする。）
B	パッケージソフトウェアをカスタマイズして仕様を充足 （ソフトウェアの性能についての項目のみ）
C	代替案
D	仕様を充足することが不可能

②　Ｂと回答した場合は、詳細説明欄にカスタマイズの程度・内容・実績についての説明を簡潔に記載すること。詳細説明欄に記載しきれない場合は、「別途記載」とし、別紙により提出すること。

③　Ｃと回答した場合は、詳細説明欄に代替案の内容（対処事例や具体的な対処方法等）を記載すること。詳細説明欄に記載しきれない場合は、「別途記載」とし、別紙により提出すること。

④　詳細説明欄には、提案者の社名等は記載しないこと。また、社名等が推定できるような記述は極力行わないこと。（社名等が推定できるような記述については、削除する場合がある。）

⑤　仕様書で示した内容を引用する場合については、当該の引用箇所をページ数及び項目番号で明記し、「仕様書にあるとおり～」という記述はしないこと。

　例；「2-1-350 に記載のとおり～」

⑥　詳細説明欄の記載内容が、労務面を含めた当院側の負担増を前提とした内容であると判断される場合や、内容が不十分で実現可能性が低いと判断した場合は、当該項目の回答欄に「×」と記載して知らせる。

４　提案書（様式　９号）について

①　提案者決定基準の番号 3～8 について記載すること。なお、１項目でも提案がない場合は提案者の対象としないので注意すること。

②　１ 項目につき、様式　８ 号（A4 サイズ）で６枚までとする。写真・図面等の使用は認めるが、この様式内に収まるようにすること。添付資料は認めない。

③　仕様書で示した内容を引用する場合については、当該の引用箇所ページ数及び項目番号で明記し、「仕様書にあるとおり～」という記述はしないこと。

　例；「2-1-350 に記載のとおり～」

④　提案内容については、導入価格・保守運用委託料提示価格に消費税及び地方消費税を加えた金額の範囲内での対応とすること。

５　システム更新機器価格提示書（様式　１０号）について

①　消費税及び地方消費税を含めない額を記載すること。最優秀提案者は、この提示額に消費税及び地方消費税を加えた金額の範囲内で導入業務を受託する義務を負うものとする。

６　保守委託料提示書（様式　１１号）について

①　消費税及び地方消費税を含めない額を記載すること。最優秀提案者は、この提示額に消費税及び地方消費税を加えた金額の範囲内で保守業務を受託する義務を負うものとする。

※　今回の契約対象には保守料は含めないが、プロポーザルの審査対象にはなっているので注意すること。